

会長表彰規程

(目的)

第1条 この表彰は、視覚障害を克服して立派に自立更生した者、多年に渡り視覚障害者の更生援護に尽くした者、その他本県における視覚障害者福祉の増進ならびに本協会の発展、または文化・スポーツにおいて貢献した者で、その功績が特に顕著であると認められる者を顕彰することを目的とする。

(対象者の基準)

第2条 対象者の基準は次の各号のとおりとする。

(1) 自立更生者

職業経験のある中途視覚障害者で、よくその障害を克服して自立更生し、他の視覚障害者の模範となるに足りると認められるもので、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ① 自立更生の期間は、5年以上であること。
- ② 年齢は、40歳以上であること。
- ③ 過去において、自立更生者として会長表彰を受けていないこと。

(2) 更生援護功労者

視覚障害者の更生援護に尽くした功績が特に顕著であると認められる者で、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ① 自立更生の援護に尽くした期間が10年以上（地域の視覚障害者協会役員と本協会役員を合わせ、通算10年以上務めた者を含む）であること。
- ② 年齢は、50歳以上であること。
- ③ 過去において、更生援護功労者として会長表彰を受けていないこと。

(3) 文化功労者及びスポーツ功労者

視覚障害者の文化・スポーツの向上・発展に尽くした功績が特に顕著であると認められる者で、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ① 全国大会等で顕著な成績を収めた者
- ② 過去において同種の表彰を受けていない者

(4) 感謝状受賞者

本県における視覚障害者福祉の増進ならびに本協会の発展に尽くした功績が特に顕著であると認められる者で、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ① 更生援護功労表彰に該当しない者
- ② 過去において同種の表彰を受けていない者

(推薦方法等)

第3条 本協会及び各地域の視覚障害者協会は、前条に定める基準により、被表彰候補者を選定し、推薦理由及び被表彰候補者の経歴を4月30日までに文書で会長に提出するものとする。

(選考方法)

第4条 会長は、本協会及び地域の視覚障害者協会から推薦のあった被表彰候補者について、理事会に付議するものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は理事会において決定する。

2 会長は、被表彰候補者の推薦があった地域の会長及び被表彰者に対し、速やかに決定通知書を送付するものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、毎年「愛媛県視覚障がい者福祉大会」又は「愛媛県視覚障がい者文化祭」において、表彰状および記念品を授与して行なう。

(ボランティアに対する顕彰)

第7条 次に掲げる要件を満たす個人又は団体に感謝状及び記念品を贈呈する。

- (1) 点訳ボランティアを8,000ページ以上行ったもの
- (2) 朗読・録音ボランティアを150時間以上行ったもの
- (3) デイジー図書編集ボランティアを500時間以上行ったもの
- (4) パソコンボランティア活動を100時間以上行ったもの

2 ボランティア顕彰推薦の受付期限は8月31日までとする。

附則

この規程は公益財団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この規程は平成27年12月6日より改正施行する。

この規程は平成28年7月10日より改正施行する。